

まつどSDGs×産学官民連携
事業提案窓口
運用ガイドライン

令和5年1月

松戸市

1 目的

このガイドラインは、松戸市がSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を共通言語に多様な主体の提案を受けやすい体制を目指すための窓口として設置する「まつどSDGs×産学官民連携 事業提案窓口」の運営に関し、必要なルールを定め、共有することで、民間事業者や大学・研究機関等との効果的な連携を推進することを目的として策定するものです。

2 まつどSDGs×産学官民連携 事業提案窓口の位置づけ

令和4年4月策定の「松戸市総合計画」では、「多世代がともにいきいきと思い思いに暮らすことができるまち やさシティ、まつど。～つよくしなやかに みんなで松戸の新たな時代を創ろう～」という将来都市像を描き、その展望を実現するために設定した基本目標のうちの一つに、「基本目標6 SDGs（持続可能な開発目標）を推進する社会～人と環境にやさしいまちづくり～」を掲げています。

その中で、地域における連携体制の構築を進めるための施策として、産学官連携を推進するとし、その重要業績評価指標（KPI）を「産業界、学術機関及び市の連携事業数」と定めています。

また、令和4年8月に策定の「松戸市SDGs未来都市計画」においては、自律的好循環の形成へ向けた制度構築の一つとして、「SDGs×産学官民連携担当窓口の明確化」を掲げ、具体的な役割として、多様な主体と行政をつなぎ、行政課題を見える化しながら、多様な主体の提案を施策・事業につないでいく等、明記しています。

行政だけではなく、「みんな」……民間事業者や大学・研究機関等と連携し、松戸が抱える課題及びその解決に向けたアイデアについて共有・提案いただくことで、地域課題の解決を実現し、「誰一人取り残さない」というSDGsの本質の達成に寄与することができるという考えから、ここに公民連携の提案窓口「まつどSDGs×産学官民連携 事業提案窓口」を設置しました。

3 提案者及び提案内容

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者」、「大学・研究機関」又は「任意団体等」(以下、「民間事業者等」とする。)からの提案を受け付けています。

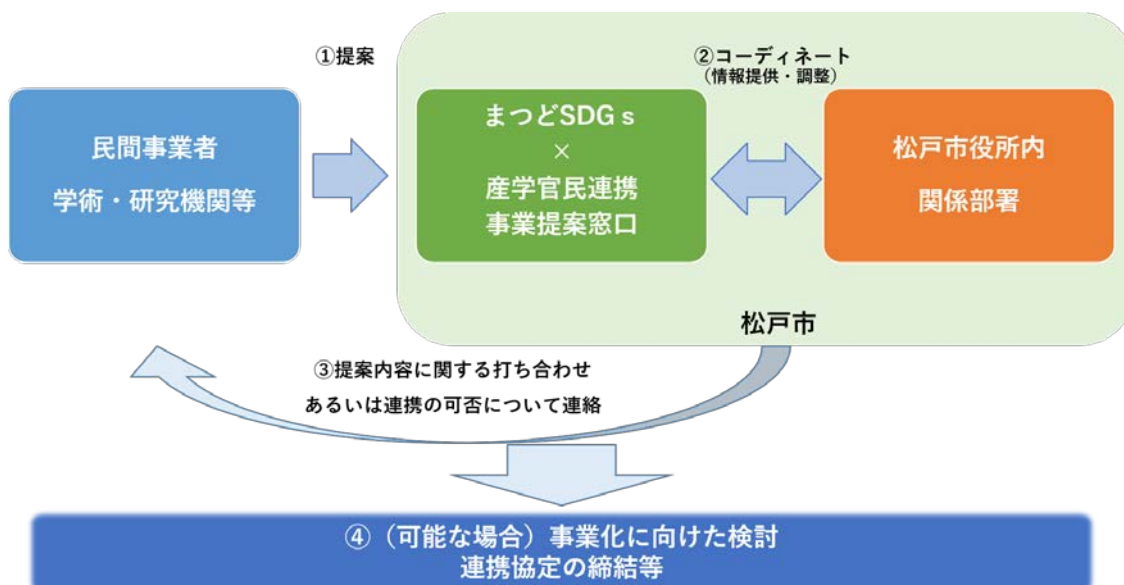
また、市との連携により発生する契約関係等ではなく、民間事業者等がSDGsの達成に寄与することを主目的として主体的に実施し、その中で市との連携を希望する事業やアイデア等に

についての提案を期待します。

ただし、提案者又は提案内容が次のいずれかに該当する場合は受付の対象外とさせていただきます。また、受付後にこれらに該当する事実が判明した場合には、その後の提案者との調整は行いません。

- (1) 個人(個人事業主を除く)又は NPO 法人からの提案
- (2) 法令等に違反する又はそれに類する行為を行っている場合
- (3) 提案者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者に該当する場合
- (4) 民間事業者等の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とする等、SDGsの達成に寄与することを目的としていないことが明らかな場合
- (5) 提案内容が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反するための政治的・宗教的教育を目的とする場合
- (6) 提案内容が非科学的なもの若しくは迷信に類するもので、利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがある場合
- (7) その他、市の施策や規定等に反する又は抵触する場合、公序良俗、公共性・公平性に問題がある場合等、連携を図ることがふさわしくないと判断された場合

4 提案のフロー



5 提案方法

松戸市ホームページに掲載している「オンライン申請システム」より常時提案を受け付けています。

まつどSDGs×産学官民連携 事業提案窓口

https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-kousou/sdgs/sdgs_madoguchi.html

オンライン申請システムが使用できない場合は、同ホームページ上からダウンロードできる「提案シート（様式1）」に提案内容を記載したものを「8. 窓口担当課」のメールアドレスまで送付してください。

6 提案に当たっての注意事項

- (1) 提案内容は、提案者と本市での契約申込として取り扱うものではありません。また、提案受付後の検討開始を持って、契約の合意・締結となるものではなく、かつ、本市が提案への対応（検討、調整等）や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- (2) 提案事業の実施有無にかかわらず、市が提案及び調整にかかる費用（企画や打ち合わせ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をしません。
- (3) 提案に関する庁内外の関係者との調整には、時間がかかることがあります。
- (4) 関係課との詳細な打ち合わせの結果、調達や公募等の手続きが必要となった場合、松戸市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。ただし、公募等を行うことによって、提案者独自の権利等について不都合が生じる箇所がある場合には、提案提出後から公募実施までの間に、予めその内容についてご相談ください。

7 情報の取り扱いについて

(1) 情報の公表及び利用

- ・事業化されなかった提案内容については、原則公表いたしません。が、連携事業の実施後は、市の広報やHP、PRの機会において、実現内容や成果物について利用、公表させていただく場合があります。
- ・提案内容から提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

(2) 情報公開

松戸市では職員が職務上作成、又は取得した文書等は、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号）に基づき情報公開の対象となっていることから、同条例第5条に基づき行政文書の開示請求があった場合は、同条例第7号各号に該当する情報以外は開示の対象となります。

8 窓口担当課

松戸市役所 総合政策部 政策推進課 市政総合研究室

電話番号：047-704-4006

メールアドレス：sdgs@city.matsudo.chiba.jp